

長野県佐久地方事務所告示第5号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成16年6月22日、次の者を売りさばき人に指定しました。

平成16年7月1日

長野県佐久地方事務所長 和田 恭 良

名 称 住 所

セブンイレブン佐久野沢店 佐久市大字取出町472-2

会 計 課

長野県上小地方事務所告示第3号

長野県収入証紙条例（昭和39年長野県条例第58号）第9条第1項の規定により、平成16年6月24日、次の者を売りさばき人に指定しました。

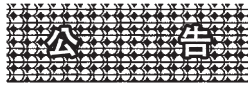
平成16年7月1日

長野県上小地方事務所長 井 本 久 夫

名 称 住 所

セブンイレブン上田材木町店 上田市材木町1-5-14

会 計 課



公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月1日

長野県知事 田 中 康 夫

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

センタースイッチ及び周辺機器一式

(2) 物品等の特質

入札説明書及び仕様書によります。

(3) 履行期間

平成16年9月1日から平成17年3月31日まで

(4) 入札方法

1月あたりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がAに格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス・メンテナンス（保守・管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県企画局情報政策課

電話 026 (235) 7071

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成16年7月5日 午前10時から

(2) 場所 長野県庁 西庁舎1階パソコン実習室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年7月12日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎1階パソコン実習室

(3) 郵送（書留郵便又は配達記録郵便に限る。）による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年7月9日 午後5時

イ 場所 県庁専用郵便番号 380-8570

長野県企画局情報政策課

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要とします。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

6 その他

詳細は入札説明書によります。

情報政策課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月1日

長野県知事 田中康夫

1 入札に付する事項

(1) 委託業務名

平成17年国勢調査調査区設定における調査区地図作成業務委託

(2) 業務内容

「仕様書」、「調査区地図等作成に係るコンピュータ処理手順」及び「調査区地図等作成に係る原図複製処理手順」に基づく調査区地図等の作成及びデータ化

(3) 履行期間

契約締結日から平成17年2月28日まで

(4) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がB以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 過去に種類を同じくする業務を誠実に履行した実績を有する者であること。

(5) 業務の処理過程において数回にわたり必要となる調査区地図等の受渡しを、長野県庁において速やかに行うことが可能な者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野市大字南長野字幅下692-2

(県庁専用郵便番号 380-8570)

長野県企画局情報政策課統計活用室

電話 026(235)7074

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 郵送入札の可否

郵送による入札は受け付けません。

(3) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年7月15日 午前10時

イ 場所 長野県庁 西庁舎109号会議室

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明をした書類を、平成16年7月12日(月)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(7) 契約保証金入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は、入札説明書によります。

情報政策課統計活用室

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月1日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

ノジマ松本平田店・ツルヤ平田店

松本市平田区画整理16街区ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

(株)ノジマ

神奈川県相模原市横山1-1-1

(株)ツルヤ

小諸市大字和田483-8

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所

(株)ノジマ

神奈川県相模原市横山1-1-1

(株)ツルヤ

小諸市大字和田483-8

4 大規模小売店舗の新設をする日

平成17年2月12日

長野県知事 田中康夫

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,054平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 273台
- (2) 駐輪場の収容台数 82台
- (3) 荷さばき施設の面積 270平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 177立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

小売業者	開店時刻	閉店時刻
(株)ノジマ	午前10時	午後9時
(株)ツルヤ	午前9時 (年間5日 午前8時)	午後8時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

A	午前9時30分から午後9時30分まで
B	午前8時30分から午後8時30分まで (年間5日 午前7時30分から午後8時30分まで)
C	
D	午前9時30分から午後9時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 28か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

A	午前9時から午後9時まで
B	午前6時から午後8時まで

8 届出年月日

平成16年6月11日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

10 縦覧の期間

平成16年7月1日から平成16年11月1日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月1日

1 大規模小売店舗の名称及び所在地
スポーツデポ・ゴルフ5南松本店
松本市南松本2-139-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
(株)アルペン
愛知県名古屋市西区児玉3-35-18

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所
(株)アルペン
愛知県名古屋市西区児玉3-35-18

4 大規模小売店舗の新設をする日
平成17年2月12日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
5,430平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

- (1) 駐車場の収容台数 383台
- (2) 駐輪場の収容台数 34台
- (3) 荷さばき施設の面積 150平方メートル
- (4) 廃棄物等の保管施設の容量 38立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

開店時刻 午前9時

閉店時刻 午後9時30分

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前8時30分から午前0時30分まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数

4か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前6時から午後9時まで

8 届出年月日

平成16年6月11日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

10 縦覧の期間

平成16年7月1日から平成16年11月1日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月1日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

昭栄上田ショッピングセンター

上田市常田2-930-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

昭栄㈱

東京都千代田区神田錦町1-2-1

3 変更しようとする事項

(1) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

	変更前	変更後
A	24時間	午前8時30分から 午後11時30分まで
B		24時間
C		
D	午前8時30分から 午後11時30分まで	午前8時30分から 午後11時30分まで
E		
F		

(2) 駐車場の自動車の出入口の数及び位置

変更前	変更後
5か所	6か所

位置は届出書に添付された図面のとおり

4 変更する年月日

平成16年6月17日

5 届出年月日

平成16年6月10日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月1日から平成16年11月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月1日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

㈱高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777-1 ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

㈱高木酒店

長野市大字稲葉日詰2777-1

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱高木酒店	午前9時	午後10時
㈱エス・エス・ブイ		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱高木酒店	午前9時	午後10時
㈱エス・エス・ブイ	24時間	

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
1	午前8時30分から 午後10時30分まで	24時間
2		午前7時30分から 午後10時 まで

4 変更する年月日

平成16年7月2日

5 届出年月日

平成16年6月15日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月1日から平成16年11月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県長野地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月1日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

西友 上田東店
上田市常田3-300-1ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

上田蚕種㈱
上田市常田3-4-57

3 変更しようとする事項

(1) 荷さばき施設の位置及び面積

	変更前	変更後
1	113平方メートル	80平方メートル
2	24平方メートル	24平方メートル
3	—	23平方メートル
合計	137平方メートル	137平方メートル

位置は届出書に添付された図面のとおり

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱エス・エス・ブイ	午前9時	午後11時
(有)りき	午前10時	午後9時

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱エス・エス・ブイ	24時間	
(有)りき	午前10時	午後9時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から 午後11時30分まで	24時間

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

	変更前	変更後
1	午前4時から 午後9時まで	午前6時から 午後9時まで
2	午前6時から 午後9時まで	午前6時から 午後9時まで
3	—	午前4時から 午前6時まで

4 変更する年月日

3の(1) 平成17年2月24日
3の(2)(3)(4) 平成16年7月16日

5 届出年月日

平成16年6月14日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月1日から平成16年11月1日まで

8 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱(平成12年5月19日付け12産振第137号)様式第8号による。

9 意見書の提出先

長野県商工部産業振興課又は長野県上小地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月1日

長野県知事 田中康夫

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アップルランド 筑摩店
松本市筑摩3-3069ほか

2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所

横内孝明
松本市筑摩3-8-19

3 変更しようとする事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱アップルランド	午前9時	午後9時
(有)パリス		

(変更後)

小売業者	開店時刻	閉店時刻
㈱アップルランド	午前9時	午後10時 (年間90日 午後11時)
(有)パリス		

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

変更前	変更後
午前8時30分から 午後9時30分まで	午前8時30分から午後10時30分まで (年間90日 午後11時30分まで)

4 変更年月日

平成16年7月1日

5 届出年月日

平成16年6月10日

6 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業振興課及び長野県松本地方事務所商工雇用課

7 縦覧の期間

平成16年7月1日から平成16年11月1日まで

- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による変更の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成16年7月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
JAファームみなみちゃん (株)天龍社 ファーマーズマーケット
飯田市鼎東鼎281ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所
みなみ信州農業協同組合
飯田市北方3852-22
- 3 変更した事項

- (1) 大規模小売店舗を設置する者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者の氏名
みなみ信州農業協同組合	代表理事 宮澤 惇

(変更後)

名 称	代表者の氏名
みなみ信州農業協同組合	代表理事 松下 敷之

- (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名
(変更前)

名 称	代表者の氏名
みなみ信州農業協同組合	代表理事 宮澤 惇
(株)天龍社	代表取締役 村松 清見

(変更後)

名 称	代表者の氏名
みなみ信州農業協同組合	代表理事 松下 敷之
(株)天龍社	代表取締役 村松 清見

- 4 変更した年月日
平成16年6月9日
- 5 届出年月日
平成16年6月15日

- 6 届出書の縦覧の場所
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課
- 7 縦覧の期間
平成16年7月1日から平成16年11月1日まで
- 8 意見書の様式
長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。
- 9 意見書の提出先
長野県商工部産業振興課又は長野県下伊那地方事務所商工雇用課

産業振興課

公告

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定による、家畜伝染病発生の報告が次のとおりありました。

平成16年7月1日

長野県知事 田中康夫

発生した家畜伝染病の種類	家畜の種類	発生日	患疑似患畜の区分	発生頭数	発生の場所又は区域
ヨーネ病	牛	平成16年6月4日	疑似患畜	1	南安曇郡三郷村
		平成16年6月18日	患畜	1	南安曇郡三郷村
		平成16年6月15日	患畜	1	上水内郡信濃町

畜産課

公告

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第8条第1項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認しました。

平成16年7月1日

長野県知事 田中康夫

- 1 農地保有合理化法人の名称
ちくま農業協同組合
北信州みゆき農業協同組合
- 2 事業の種類
ちくま農業協同組合
 - ・農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業
 - ・農業経営基盤強化促進法第4条第2項第4号に規定する事業
 北信州みゆき農業協同組合
 - ・農業経営基盤強化促進法第4条第2項第1号に規定する事業

農村整備課

公告

平成17年度長野県看護大学編入学生を次のとおり募集します。

平成16年7月1日

長野県知事 田中康夫

1 募集人員

募集人員は、次のとおりとします。

看護学部看護学科	3年次編入学	10人
----------	--------	-----

2 試験による選考

(1) 出願資格

次の各号のいずれかに該当する者（平成17年3月31日までに該当する見込みの者を含みます。）

- ア 短期大学（保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第21条第1号の学校に限ります。）を卒業した者
イ 専修学校（保健師助産師看護師法第21条第2号の看護師養成所に限ります。）の専門課程を修了した者

(2) 出願手続

ア 提出書類

- (7) 入学願書（本学所定の用紙によります。）
(4) 写真カード（本学所定の用紙に、出願前3月以内に撮影した、無帽、上半身、正面向きの縦4センチメートル、横3センチメートルの写真（裏面に氏名及び生年月日を記入）1枚をはってください。）
(9) 連絡用あて名シール（本学所定の用紙によります。）
(5) 学業成績証明書及び卒業（見込み）証明書
(6) 健康診断書（本学所定の用紙を使用し、出願前3月以内に受診したもの。）

イ 入学審査料

入学審査料（30,000円）は、郵便為替（普通為替）により納付してください。この場合において、郵便局が振り出した普通為替証書（平成16年8月以降の振り出しに限ります。）は何も記入しないで、アの書類とともに提出してください。

ウ 出願方法

郵送（書留速達郵便）し、又は持参してください。

エ 入学願書受付期間

平成16年8月23日（月）から8月27日（金）までとします。

なお、郵送による場合であっても、受付期間の最終日必着とします。

オ 入学願書提出先

駒ヶ根市赤穂1694番地（郵便番号 399-4117）

長野県看護大学事務局 教務課

カ 受験票の交付

- (7) 入学願書を受理したときは、受験票を交付します。
(4) 受験票（アの(4)の写真カードにはった写真と同じものをはってください。）は、試験当日必ず持参してください。

(3) 入学者の選考方法

入学者の選考は、学力試験、面接及び学業成績証明書の成績並びに健康診断書の結果を総合して行います。

学力試験は、看護に関する専門科目及び英語とします。

(4) 入学者選考試験の実施期日、試験内容及び場所

試験期日	時間	教科等	出題科目	場所
9月11日(土)	10:00~12:00	専門科目	基礎看護学、在宅看護論、 成人看護学、老年看護学、 小児看護学、母性看護学、 精神看護学	長野県看護大学
	13:00~14:00	英語(高校卒業程度の能力を問う問題)		
	14:30~16:30 (予定)	面接		

(5) 合格者の発表

ア 日時

平成16年9月22日（水） 午前10時

イ 発表方法

長野県看護大学内の掲示板に合格者の受験番号を掲示するとともに合格者に通知します。

なお、電話による照会には一切応じません。

3 その他

出願、受験等についての問い合わせは、長野県看護大学事務局教務課（電話 0265-81-5100）に行ってください。

医 務 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月1日

長野県松本地方事務所長 高見沢 賢 司

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

長野県松本合同庁舎空調設備装置自動制御システム及び中央監視装置の点検業務一式

(2) 役務の特質

長野県松本合同庁舎の空調設備装置自動制御システム及び中央監視装置の点検作業

(3) 履行期間

契約締結日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所

長野県松本大字島立1020

長野県松本合同庁舎

(5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当するものであることとします。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表のその他の契約の欄の等級区分が、C以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 長野県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

長野県松本市大字島立1020

長野県松本地方事務所総務課

電話 0263 (40) 1901

4 入札手続等

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年7月21日（水） 午前10時

イ 場所 長野県松本合同庁舎 401号会議室

(3) 郵便入札の可否

郵便による入札は受け付けません。

(4) 入札者に要求される事項

この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年7月13日（火）午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までの間に必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。

(5) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、この限りでない。

(7) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。

(8) 契約書作成の要否

必要とします。

(9) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書によります。

管 財 課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月1日

長野県諏訪地方事務所長 牧野内 生 義

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務

平成16年度県営住宅修繕巡回車委託業務

(2) 役務の特質

県営住宅団地の巡回による県営住宅の小破部分の修繕

- (3) 履行期間
平成16年8月12日から平成17年3月10日まで(59日間)
- (4) 履行場所
諏訪地方事務所管内(岡谷市、諏訪市及び茅野市内を含む。)の県営住宅団地
- (5) 入札方法
価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- 2 入札に参加する者に必要な資格
次のいずれにも該当する者であることとします。
- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の規定による建設工事業の許可を受けている者であること。
- (5) 諏訪地方事務所管内(岡谷市、諏訪市及び茅野市内を含む。)に本社又は営業所等を有する者であること。
- 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先
諏訪市上川1丁目1644-10
長野県諏訪地方事務所建築課
電話番号 0266-57-2924(直通)
- 4 入札手続等
- (1) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時 平成16年8月4日 午後2時
イ 場所 長野県諏訪合同庁舎 301号会議室
- (3) 郵送による入札の可否
郵送による入札は受け付けません。
- (4) 入札者に要求される事項
この入札に参加を希望する者は、入札説明書に定める必要事項について説明した書類を、平成16年7月28日(水)午後5時までに提出してください。この場合において、開札日の前日までに必要な証明書等の照会があったときは、入札に参加を希望する者の負担において説明してください。
- (5) 入札保証金
政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 契約保証金
政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。
- (7) 入札の無効
規則第129条各号に該当する入札書は無効とします。
- (8) 契約書作成の要否
必要とします。
- (9) 落札者の決定方法
予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。
- 5 その他
詳細は入札説明書及び仕様書によります。

住宅課

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月1日

長野県立須坂病院長 小口 寿夫

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等及び数量
別表のとおり
- (2) 物品等の特質
仕様書のとおり
- (3) 納入期限
別表のとおり
- (4) 納入場所
長野県立須坂病院
- (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分が調達物品ごとに別表の等級区分に示す等級に格付けされている者であること。
- (3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。
- (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス

ス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

(5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字須坂1332

長野県立須坂病院 事務局総務係

電話 026 (246) 5511

4 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 別表のとおり

イ 場所 長野県立須坂病院 北棟4階会議室

(3) 郵送による入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年7月20日 午後5時(必着)

イ 場所 須坂市大字須坂1332(郵便番号 382-0091)

長野県立須坂病院 事務局総務係

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

(6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

(7) 契約書作成の要否

必要です。

(8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもってした者を落札者として決定します。

5 その他

詳細は入札説明書及び仕様書のとおりです。

(別表)

調達物品名	数量	納入期限	入札及び開札日	入札及び開札時間	等級区分
エックス線乳房撮影装置	一式	平成16年9月30日	平成16年7月21日	午後2時00分	B以上
人工呼吸器	一式	平成16年8月31日	平成16年7月21日	午後2時30分	B以上

医務課県立病院室

公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成16年7月1日

長野県農業総合試験場長 嶋倉雅司

1 入札に付する事項

(1) 借入をする物品等及び数量

無炎原子吸光分光光度計1式

(2) 物品等の特性

入札説明書によります。

(3) 納入期限

平成16年8月1日

(4) 借入期間

平成16年8月1日から平成17年3月31日まで

(5) 借入場所

長野県農業総合試験場

(6) 入札方法

1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

(1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

(2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表のその他の契約の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

(3) 長野県総務部長から、管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

(4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守・管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

須坂市大字小河原492

長野県農業総合試験場管理部

電話 026 (246) 2411

4 入札説明会の日時及び場所

(1) 日時 平成16年7月16日 午前10時

(2) 場所 長野県農業総合試験場会議室

5 入札手続等

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成16年7月23日 午前11時

イ 場所 長野県農業総合試験場会議室

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限及び提出場所

ア 日時 平成16年7月23日 午後5時

イ 場所 須坂市大字小河原492(郵便番号 382-0072)

長野県農業総合試験場

(4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定め